

不審者対応マニュアル

- ◎不審者が校内に侵入した場合は、発見者は直ちに笛・火災報知器などの大きな音や大声で危険を知らせる。
- ◎職員は児童の安全第一を考えて行動する。
- ◎児童は大きな音の鳴っている場所から離れ、安全な場所に避難する。

1, 児童の登下校等について

《登校時》

- 家庭からの連絡がなく出席していない児童については、1時間目が始まるまでに家庭に連絡を取る。確認がとれないときには通学路等を検索する。

《授業時》

- 児童が早退するときは、必ず保護者と連絡をとってから帰す。
- 児童に外部から連絡がある際には、連絡先と名前を聞いた上で一旦電話を切る。保護者と連絡をとり、対応を検討する。

《下校時》

- 保護者から児童が未だ帰宅していない旨の連絡が入ったときは、担任に連絡し直ちに下校の道、寄り道しそうな所等を検索する。

2, 不審者情報について

- ①不審者情報が入ったら、終わりの会や放送等で注意を呼びかける。
- ②登下校の指導や校区巡視をする。
- ③保護者・児童・地域・関係機関との連携を図り、情報収集や広報活動にあたる。

3, 非常時の場合

《教職員の対応》

- ①緊急事態が発生した教室の教師は、第1に児童の安全確保に努める。児童には逃げる指示を必ず行い、その後は臨機応変に対応する。(携帯している笛等を鳴らして各教室に知らせる。また、不審者が子どもに危害を加えないよう教室内のいす・机等を使って抵抗する。)
- ②緊急事態が他の教室で起こった場合、笛等で周囲に知らせるとともに児童の安全確保に努め、避難誘導する。また、本部に情報を的確に伝える。
- ③本部は、関係機関へ連絡を入れる。
- ④不審者への対応は複数の職員で行い、相手を必要以上に刺激しないよう心がける。
- ⑤児童の避難誘導・避難場所の確保を行い、児童の状況把握を行う。避難場所では、集合した児童を職員で等間隔に囲む。
- ⑥全員の集合が確認できないときは、複数の教師で校内を探す。
- ⑦万一負傷者が出たときは応急手当に着手するとともに、119番通報する。
- ⑧連絡内容は、いつ、どこで、不審者の特徴、けが人の状況、不審者の行方等、本部へてきぱきと伝える。
- ⑨情報の収集を行い、教職員に的確な指示をする。

《保護者に対し》

- ①関係する児童が確認できたら、できるだけ早く保護者に連絡する。(搬入された病院名をきちんと確認する。)
- ②状況に応じて、普通下校するか、保護者に迎えに来てもらうかを判断する。また、保護者に対し、緊急連絡網で事件の概要と今後の学校の対応を伝える。

4, 日頃よりすべきこと

《来訪者に対して》

- ①来訪者には玄関で来訪者名簿に名前を記入し、名札を付けてもらう。
- ②授業時に教室、廊下の巡視をする。
- ③校内の安全管理を徹底する。

《児童への指導》

- ①避難経路の確認をする。
- ②不審者訓練を実施する。

《保護者・地域》

- ①「きしゅう君の家」の確認と非常時における対応について、各家庭で話し合ってもらおう。
- ②不審者情報について、連絡、連携を密にする。
- ③保護者に対して啓発活動及び抑止力になるよう、日頃より登下校の見守り活動に参加してもらおう。その際腕章を付けてもらう。
- ④地域の方々にも、子どもたちを見守ってくれるよう協力を呼びかける。

《教職員の対応》

- ①児童の安全確保を図れるよう、避難方法や避難場所等について熟知しておく。
- ②緊急時の本部設置と役割分担の確認をしておく。
- ③関係機関の連絡先確認

警察署	110 (47-0110)
消防署	119 (47-0119)
教育委員会	47-5930
青少年センター	22-3177
町役場	47-0550
- ④笛を常時携帯する。
- ⑤校内・郊外の巡視を強化する。
- ⑥校内に不審な人物がいれば、声かけ（挨拶）を行い、目的を確認する。
- ⑦非常時に備え、職員の訓練や対応についての研修をしておく。